



## 令和7年度 廃棄物管理責任者講習資料

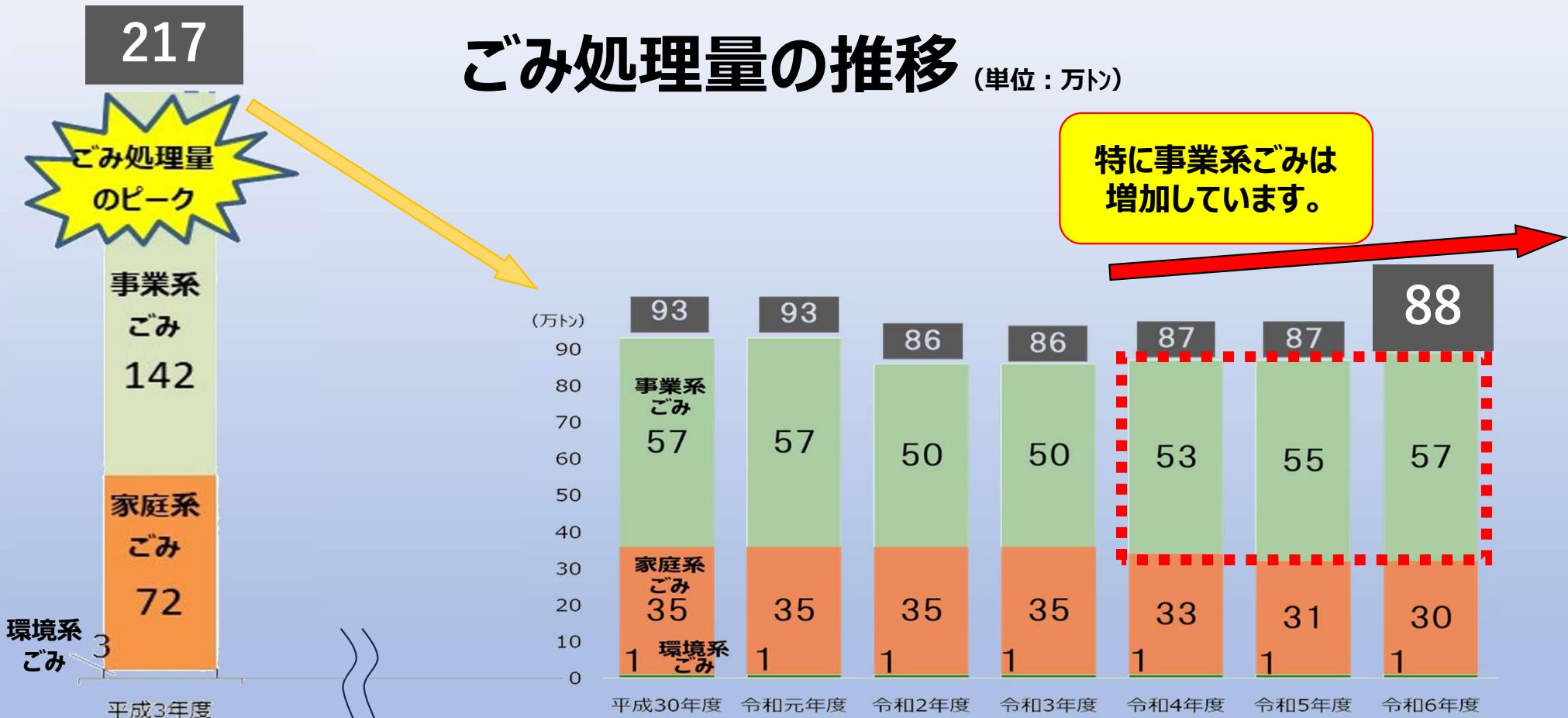
# 大規模建築物の廃棄物減量の概要

大阪市 環境局 事業部 一般廃棄物指導課

# **この章の内容**

- 1 大阪市の廃棄物処理の現状**
- 2 特定建築物から排出される廃棄物の現状**
- 3 特定建築物への立入検査結果の検証と  
その解決に向けて**

# 1 大阪市の廃棄物処理の現状



平成3年度をピークとした大阪市のごみ処理量は、令和2年度まで順調に減少を続けておりましたが、近年はわずかながらも増加傾向となっております。

## 2 特定建築物から排出される廃棄物の現状

令和6年度特定建築物 ごみ発生量・資源化量・廃棄量実績一覧

(単位: t)

種別	廃棄量	再生量	合計	資源化率
	(A)	(B)	(C) = (A+B)	(D) = (B/C)
一般廃棄物	OA紙	851.1	8,999.8	9,850.9 91.4%
	OA紙以外	1,301.7	8,134.1	9,435.8 86.2%
	機密書類	364.4	14,398.7	14,763.1 97.5%
	新聞	133.0	3,969.3	4,102.3 96.8%
	雑誌	129.7	9,867.9	9,997.6 98.7%
	段ボール	561.2	93,438.7	93,999.9 99.4%
	◎資源化可能な紙類の合計	3,341.1	138,808.5	142,149.6 97.6%
	再生に適さない紙	16,838.8	563.9	17,402.7 3.2%
	◎紙類合計	20,179.9	139,372.4	159,552.3 87.4%
	厨芥ごみ	56,767.5	12,890.0	69,657.5 18.5%
産業廃棄物	その他の一般廃棄物	56,830.4	1,747.3	58,577.7 3.0%
	◎一般廃棄物合計(紙類を含む)	133,777.8	154,009.7	287,787.5 53.5%
	びん	306.9	4,276.4	4,583.3 93.3%
	ガラスくず	848.8	1,868.5	2,717.3 68.8%
	缶	190.3	9,984.3	10,174.6 98.1%
	金属くず	1,683.2	19,761.0	21,444.2 92.2%
	ペットボトル	375.7	6,314.1	6,689.8 94.4%
	プラスチック類	14,675.2	14,335.2	29,010.4 49.4%
	その他の産業廃棄物	17,783.3	50,367.9	68,151.2 73.9%
◎産業廃棄物合計		35,863.4	106,907.4	142,770.8 74.9%
総合計(一般廃棄物+産業廃棄物)		169,641.2	260,917.1	430,558.3 60.6%
【参考】令和5年度総合計		168,703.0	253,676.6	422,379.6 60.1%

ごみの発生量(C)が  
前年度より  
約8,000トン増加した  
が、再生量(B)も  
約7,000トン増加した  
ため全体の資源化率と  
しては0.5%上昇した。

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

## (1) 日常的に廃棄される産業廃棄物の管理等の状況 検証

ここに  
注目

ごみの飛散・溢れ出し等の現況は確認できない

悪臭・害虫等は発生していない

日常的な産業廃棄物の保管場所であることを掲示（法定掲示板）している

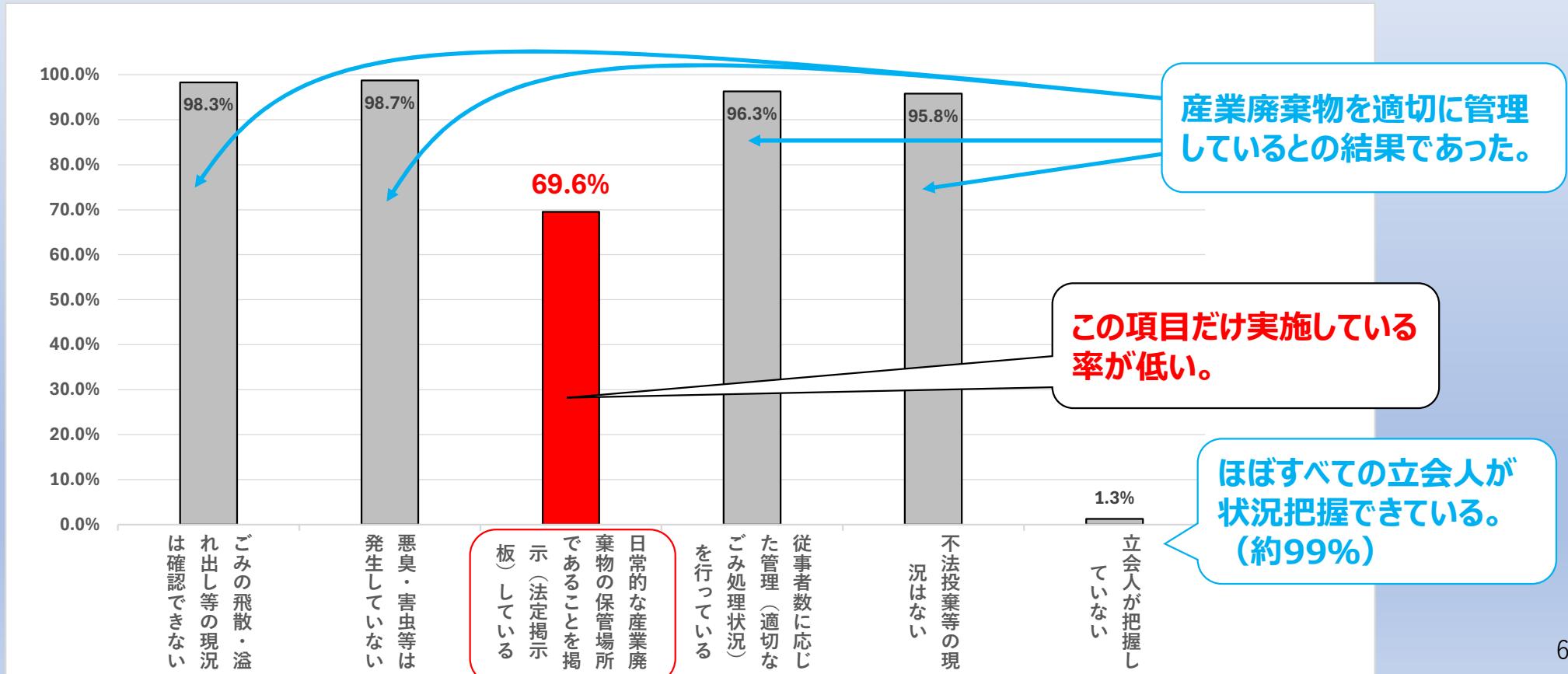
従事者数に応じた管理（適切なごみ処理状況）を行っている

不法投棄等の現況はない

立会人が把握していない

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

#### (1) 日常的に廃棄される産業廃棄物の管理等の状況 検証



### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

## 検証

◎ 日常的な産業廃棄物の保管場所に、法定掲示板を設置できていない建築物が約 3 割！

※法定掲示板を設置できていない原因

- ① 法令等の把握あるいは認識が不足している。
- ② 掲示物の作成方法等が不明。

**★産業廃棄物は保管場所に掲示が必要です。**

- 【関係法令】
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
⇒第十二条第 2 項
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  
⇒第八条

掲示板の例	
産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず
管理 者名	(株)△△△△ 管理部 ○○○○ 大阪市○○区○○○○
管理者連絡先	06-xxxx-xxxx
最大保管高さ	1.8m

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

## 解決に向けて

### ◎ 法令遵守の徹底

- 産業廃棄物の保管場所は法令等により掲示が義務付けられているため、必ず保管場所に掲示しなければなりません。

⇒ 法令遵守のため掲示物を作成し掲示する必要があります。

- 掲示物の仕様や作成方法等がわからない場合

掲示物が作成できれば後は掲示するだけですので、解決に近づきます。

**対策** 大阪市ホームページから容易にダウンロードすることができます。

<ダウンロードページ>

[大阪市：事業系ごみの分け方・出し方（…>事業系ごみ>事業系ごみの出し方）](#)

※産業廃棄物保管場所の掲示板（印刷用）【PDF版】、【EXCLE版】を掲載しています。（ページ中段付近）

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

#### (2) 紙類の再資源化状況

##### 検証

紙の種類	再資源化している（建物全体）
(1) 新聞・雑誌	79.9%
(2) 段ボール	82%
(3) 機密書類（シュレッダー紙含む）	79.4%
(4) その他の紙【※】	17.9%

ここに注目

「他の紙」だけ  
資源化率が極端に  
低い

【※】他の紙とは、「封筒」、「紙袋」、「ハガキ」、「メモ用紙」、  
「包装紙」、「菓子やティッシュの空箱」などが該当します。

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

#### 検証

## ※その他の紙の資源化率が低い原因

- ①新聞や雑誌等と違い、種類が多くわかりにくい。
- ②その他の紙をリサイクルに向かない紙類（禁忌品）【※】

であると誤解している。

⇒その他の紙はリサイクルに向かない紙類（禁忌品）  
ではなく、リサイクル可能な紙です。

【※】リサイクルに向かない紙類（禁忌品）とは、「洗剤などのにおいのついた紙」や「紙コップなどの水に溶けない紙」などが該当します。

- ③分別ボックスの設置がない。

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

## 解決に向けて

### ◎ 分別の徹底

- リサイクル可能な紙類の把握、「その他の紙」専用の分別ボックス設置  
⇒ 様々な取り組みが考えられますが、一番身近なところから実践することが肝要です。また、不要となつた段ボール箱を利用して手作りの分別ボックスを作成することも有効な方法です。

- 分別促進のため、分別ボックスの設置場所に「その他の紙」や「禁忌品」の表示を行う。  
容易に分別が可能   分別する意識の向上

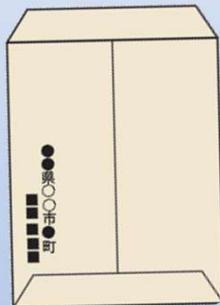
※一般廃棄物指導課では必要に応じて「事業所から発生するごみの分別」リーフレットを配布しておりますが、このリーフレットを利用して表示や啓発することも有効です。

### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

## その他の紙とは 〈例〉

※機密書類も含む

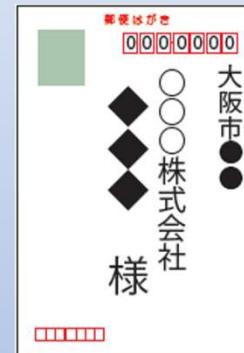
### ●封筒



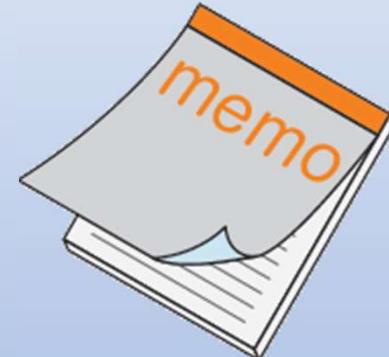
### ●紙袋



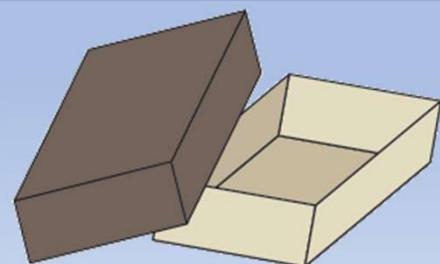
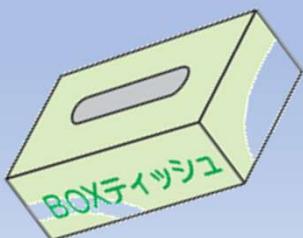
### ●ハガキ



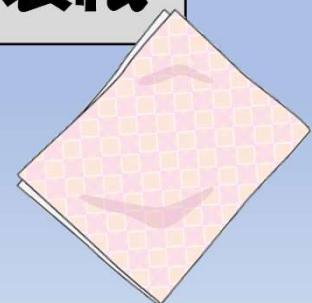
### ●メモ用紙



### ●菓子やティッシュの空箱など



### ●包装紙



### 3 特定建築物への立入検査結果の検証とその解決に向けて

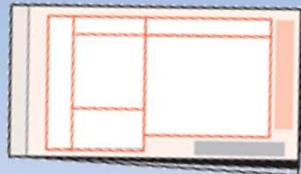
## リサイクルに向かない紙類（禁忌品）とは〈例〉

### ●においのついた紙

洗剤や線香の紙箱、  
石鹼の包装紙など

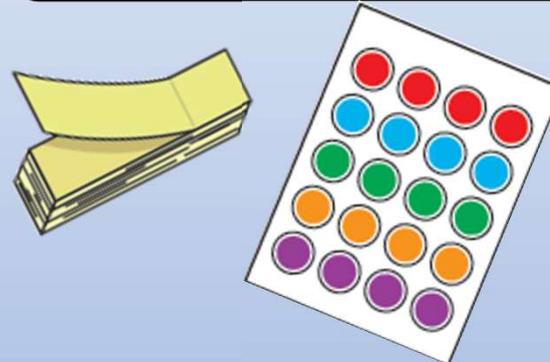


### ●複写用紙、カーボン 紙、感熱紙



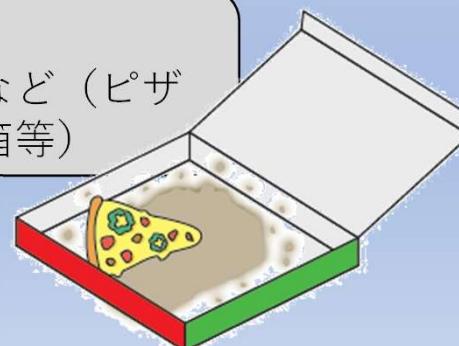
### ●粘着剤が付着した紙

シールやシール台紙、  
粘着メモ（付箋等）など



### ●汚れた紙

油のついた紙など（ピザ  
の入っていた箱等）



### ●水に溶けない紙

写真、紙コップ、ヨーグ  
ルト等の防水加工された  
容器など



ビニールでコーティングされた紙



# 最後に

持続可能な循環型社会形成のため、事業者の皆様と行政が連携してごみ減量に取り組むことが重要です。

今後とも本市廃棄物行政にご理解とご協力をよろしくお願いします。  
よろしくお願いします

